





【新旧対照表】JCBプレモカード利用約款・特約

JCB プレモカード利用約款

改定前	改定後
第1条(定義)	第1条(定義)
<p>(1) JCB PREMO</p> <p>利用者が加盟店(店舗)または加盟店(ウェブサイト)から商品購入等を行うにあたり、代金の全部または一部の支払いとして、JCBプレモカードのバリューを使用した場合、使用されたバリューに相当する金額について決済が完了するサービス、ならびに当該決済サービスに付随して、利用者がバリューのチャージ、バリュー残高・利用履歴の確認をすることができるサービスをいいます。そのうち当社が提供するサービスを「本サービス」といいます。</p>	<p>(1) JCB PREMO</p> <p>利用者が加盟店(店舗)または加盟店(ウェブサイト)から商品購入等を行うにあたり、代金の全部または一部の支払いとして、JCBプレモカードのバリューを使用した場合、使用されたバリューに相当する金額について決済が完了するサービス、<u>および</u>当該決済サービスに付随して、利用者がバリューのチャージ、バリュー残高・利用履歴の確認をすることができるサービスをいいます。そのうち当社が提供するサービスを「本サービス」といいます。</p>
<p>(5) 加盟店</p> <p>利用者が商品購入等を行った場合の代金の支払いに、本約款に従ってバリューを使用することができる、JCB PREMOに加盟し、店頭もしくはウェブサイト上にマークを表示した個人、法人および団体をいいます。</p> <p>なお、利用者が実店舗において商品購入等によりバリューを使用できる加盟店を「加盟店(店舗)」、利用者がウェブサイト上で運営する店舗において商品購入等によりバリューを使用できる加盟店を「加盟店(ウェブサイト)」といい、両者を併せて「加盟店」といいます。</p>	<p>(5) 加盟店</p> <p>利用者が商品購入等を行った場合の代金の支払いに、本約款に従ってバリューを使用することができる、JCB PREMOに加盟し、店頭<u>または</u>ウェブサイト上にマークを表示した個人、法人および団体をいいます。</p> <p>なお、利用者が実店舗において商品購入等によりバリューを使用できる加盟店を「加盟店(店舗)」、利用者がウェブサイト上で運営する店舗において商品購入等によりバリューを使用できる加盟店を「加盟店(ウェブサイト)」といい、両者を併せて「加盟店」といいます。</p>
<p>(12) 加盟店端末</p> <p>利用者が加盟店(店舗)においてバリューを使用する際に、バリューの電子情報を処理する機器であって、加盟店(店舗)に設置される機器をいいます。</p>	<p>(12) <u>決済機器等</u></p> <p>利用者が加盟店(店舗)においてバリューを使用する際に、バリューの電子情報を処理する機器であって、加盟店(店舗)に設置される機器をいいます。</p>
<p>(13) マーク</p> <p>JCB PREMO所定の規格を満たしたプリペイドカード(JCBプレモカードを含む)を認識するためにカード券面に表示され、また、加盟店の加盟店標識として表示される下記(図1)のマークをいいます。</p> <p>なお、2014年10月9日以前に発行されたカードの券面には、下記(図2)のマークが表示されていますが、この場合であっても、利用者は本約款に従い、当該カードを有効なJCBプレモカードとして、(図1)のマークを表示した加盟店での商品購入等に使用し、その他本サービスの提供を受けることができます。</p>	<p>(13) マーク</p> <p>JCB PREMO所定の規格を満たしたプリペイドカード(JCBプレモカードを含<u>みます</u>。)を認識するためにカード券面に表示され、また、加盟店の加盟店標識として表示される下記(図1)のマークをいいます。</p> <p>なお、2014年10月9日以前に発行されたカードの券面には、下記(図2)のマークが表示されていますが、この場合であっても、利用者は本約款に従い、当該カードを有効なJCBプレモカードとして、(図1)のマークを表示した加盟店での商品購入等に使用し、その他本サービスの提供を受けることができます。</p>
<p>(図1)</p>  <p>(図2)</p> 	<p>(図1)</p>  <p>(図2)</p> 

【新旧対照表】JCBプレモカード利用約款・特約

<p>(15)JCBプレモウォレット</p> <p>当社が提供し、バリュー残高照会サービス・情報配信サービス・クーポンサービス・マイページログインサービスを利用できるスマートフォンアプリをいいます。</p>	<p>(15)</p>
<p>(16)カード番号</p> <p>バリュー残高を紐付けて管理するために付与される16桁のID番号であって、利用者が加盟店でバリューを使用する場合、およびマイページにログインする場合、JCBプレモウォレットに登録する場合に必要となるものをいいます。</p>	<p>(15)カード番号</p> <p>バリュー残高を紐付けて管理するために付与される16桁のID番号であって、利用者が加盟店でバリューを使用する場合、およびマイページにログインする場合、JCBプレモウォレットに登録する場合に必要となるものをいいます。</p>
<p>(17)認証番号</p> <p>利用者が加盟店(ウェブサイト)でバリューを使用する場合、およびマイページにログインする場合、JCBプレモウォレットに登録する場合に必要となる8桁の識別番号をいいます。</p>	<p>(16)認証番号</p> <p>利用者が加盟店(ウェブサイト)でバリューを使用する場合、およびマイページにログインする場合、JCBプレモウォレットに登録する場合に必要となる8桁の識別番号をいいます。</p>
<p>(18)チャージ受付番号</p> <p>利用者がチャージの事前申込を行った後に当社から通知される、チャージの際に必要な受付番号をいいます。</p>	<p>(17)チャージ受付番号</p> <p>利用者がチャージの事前申込を行った後に当社から通知される、チャージの際に必要な受付番号をいいます。</p>
<p>(19)カード番号等</p> <p>カード番号、認証番号およびチャージ受付番号を総称したものをいいます。</p>	<p>(18)カード番号等</p> <p>カード番号、認証番号およびチャージ受付番号を総称したものをいいます。</p>
<p>(20)販売店</p> <p>当社からJCBプレモカードの販売事務の委託を受け、利用者にJCBプレモカードを販売する事業者をいいます。</p>	<p>(19)販売店</p> <p>当社からJCBプレモカードの販売事務の委託を受け、利用者にJCBプレモカードを販売する事業者をいいます。</p>
<p>(21)バリュー残高移行</p> <p>あるJCBプレモカードのバリュー残高の全部または一部を、他のJCBプレモカードに移行し、当該他のJCBプレモカードの残高を増額させることをいいます。</p>	<p>(20)バリュー残高移行</p> <p>あるJCBプレモカードのバリュー残高の全部または一部を、他のJCBプレモカードに移行し、当該他のJCBプレモカードの残高を増額させることをいいます。</p>
<p>第2条(JCBプレモカードの発行)</p>	<p>第2条(JCBプレモカードの発行)</p>
<p>3 利用者は、初めて加盟店(ウェブサイト)でバリューを使用するか、初めてマイページにログインまたはJCBプレモウォレットに登録するまでは、裏面の認証番号記載部分のスクラッチ印刷を削らないものとします。</p>	<p>3 利用者は、初めて加盟店(ウェブサイト)でバリューを使用するか、初めてマイページにログインまたはJCBプレモウォレットに登録するまでは、裏面の認証番号記載部分のスクラッチ印刷を削らないものとします。</p>
<p>第3条(JCBプレモカードの贈与等))</p>	<p>第3条(JCBプレモカードの贈与等)</p>
<p>1 利用者は、受贈者が本約款に従うことを条件として、JCBプレモカードを第三者に贈与することができます。但し、以下のいずれかを行なった場合、利用者は、第三者に贈与することができません。</p> <p>(1) バリューの使用</p> <p>(2) JCBプレモカード裏面の所定の欄に署名する行為</p> <p>(3) JCBプレモカード裏面の認証番号記載部分のスクラッチ印刷を削るなどし、認証番号を視認可能な状態にする行為</p>	<p>1 利用者は、受贈者が本約款に従うことを条件として、JCBプレモカードを第三者に贈与することができます。ただし、以下のいずれかを行なった場合、利用者は、第三者に贈与することができません。</p> <p>(1) バリューの使用</p> <p>(2) JCBプレモカード裏面の所定の欄に署名する行為</p> <p>(3) JCBプレモカード裏面の認証番号記載部分のスクラッチ印刷を削るなどし、認証番号を視認可能な状態にする行為</p>

【新旧対照表】JCBプレモカード利用約款・特約

<p>3 利用者は、本条第1項本文に定める場合を除いては、いかなる場合であっても、JCBプレモカード、バリューおよびカード番号等を第三者に譲渡(交換・転売を含む。)、もしくは貸与すること、第三者から譲り受けること、また、質入れ等の担保に供することはできません。</p>	<p>3 利用者は、本条第1項本文に定める場合を除いては、いかなる場合であっても、JCBプレモカード、バリューおよびカード番号等を第三者に譲渡(交換・転売を含みます。)、もしくは貸与すること、第三者から譲り受けること、または、質入れ等の担保に供することはできません。</p>
<p>第4条(カードおよびカード番号等の管理等)</p>	<p>第4条(カードおよびカード番号等の管理等)</p>
<p>4 利用者が以下のいずれかの理由により利用者の意思に反してバリューを使用された場合、バリュー残高や利用履歴の確認がなされた場合、またはバリュー残高移行がなされた場合でも、当社は一切の責任を負いません。</p> <p>(1) JCBプレモカードを紛失もしくは盗難された場合</p> <p>(2) 第3条第1項但し書きまたは同条第2項に違反してJCBプレモカードを第三者に贈与し、または使用させた場合</p> <p>(3) 本条第1項に定める善良なる管理者の注意義務を怠った場合</p> <p>(4) 本条第3項に定める認証番号の変更を行わなかった場合</p>	<p>4 利用者が以下のいずれかの理由により利用者の意思に反してバリューを使用された場合、バリュー残高や利用履歴の確認がなされた場合、またはバリュー残高移行がなされた場合でも、当社は一切の責任を負いません。</p> <p>(1) JCBプレモカードを紛失または盗難された場合</p> <p>(2) 第3条第1項ただし書きまたは同条第2項に違反してJCBプレモカードを第三者に贈与し、または使用させた場合</p> <p>(3) 本条第1項に定める善良なる管理者の注意義務を怠った場合</p> <p>(4) 本条第3項に定める認証番号の変更を行わなかった場合</p>
<p>5 カード番号等が加盟店(ウェブサイト)、マイページ、もしくはJCBプレモウォレットにおいて用いられたことにより、チャージ、チャージの事前申込、バリューの使用、バリュー残高移行、またはバリュー残高もしくは利用履歴の確認が行われた場合には、利用者による行為と推定します。</p>	<p>5 カード番号等が加盟店(ウェブサイト)、もしくはマイページ、もしくはJCBプレモウォレットにおいて用いられたことにより、チャージ、チャージの事前申込、バリューの使用、バリュー残高移行、またはバリュー残高もしくは利用履歴の確認が行われた場合には、利用者による行為と推定します。</p>
<p>6 利用者は、加盟店(ウェブサイト)でのバリューの使用、マイページにログイン、バリュー残高移行、またはJCBプレモウォレットに登録するにあたって、当社所定の上限回数を超えて誤った認証番号を入力した場合、以後加盟店(ウェブサイト)でのバリューの使用およびマイページ、JCBプレモウォレットの利用ができなくなります。なお、この場合でも、利用者は加盟店(店舗)では利用することができます。また、当社所定の方法により、加盟店(ウェブサイト)およびマイページ、JCBプレモウォレットの利用を再開することができます。</p>	<p>6 利用者は、加盟店(ウェブサイト)でのバリューの使用、マイページにログイン、またはバリュー残高移行、またはJCBプレモウォレットに登録するにあたって、当社所定の上限回数を超えて誤った認証番号を入力した場合、以後加盟店(ウェブサイト)でのバリューの使用およびマイページ、JCBプレモウォレットの利用ができなくなります。なお、この場合でも、利用者は加盟店(店舗)では利用することができます。また、当社所定の方法により、加盟店(ウェブサイト)およびマイページ、JCBプレモウォレットの利用を再開することができます。</p>
<p>第5条(バリューのチャージ、チャージの事前申込、バリュー残高移行)</p>	<p>第5条(バリューのチャージ、チャージの事前申込、バリュー残高移行)</p>
<p>6. バリュー残高移行の上限額は、JCBプレモカード1枚につき、他のJCBプレモカードに移行したバリューおよび他のJCBプレモカードから移行されたバリューを合わせて、1日あたり5千円です。</p>	<p>6. バリュー残高移行の上限額は、JCBプレモカード1枚につき、他のJCBプレモカードに移行したバリューおよび他のJCBプレモカードから移行されたバリューを合わせて、1日あたり5千円です。</p>
<p>第9条(バリュー残高の有効期限・本サービスの利用可能期間)</p>	<p>第9条(バリュー残高の有効期限・本サービスの利用可能期間)</p>
<p>1 バリュー残高の有効期限は、JCBプレモカードの発行日、最後にチャージした日、最後にバリューを使用した日、またはバリュー残高移行をした日のいずれか遅い日(当日を含む)から起算して5年間(1年365日)です。なお、当該有効期限は、利用者が第3条第1項</p>	<p>1 バリュー残高の有効期限は、JCBプレモカードの発行日、最後にチャージした日、最後にバリューを使用した日、またはバリュー残高移行をした日のいずれか遅い日(当日を含みます。)から起算して5年間(1年365日)です。なお、当該有効期限は、利用者が第3条第</p>

【新旧対照表】JCBプレモカード利用約款・特約

に基づき、JCBプレモカードを第三者に贈与した場合も同様です。	1項に基づき、JCBプレモカードを第三者に贈与した場合も同様です。
2 前項に定めるカードの発行日とは、当社または販売店がJCBプレモカードを利用可能にするための操作を行った日をいいます。なお、利用者にカードが到達した日が発行日ではありません。	2 前項に定めるJCBプレモカードの発行日とは、当社または販売店がJCBプレモカードを利用可能にするための操作を行った日をいいます。なお、利用者にJCBプレモカードが到達した日が発行日ではありません。
3 利用者のバリュー残高の有効期限は、マイページまたはJCBプレモウォレットで確認することができます。	3 利用者のバリュー残高の有効期限は、マイページ またはJCBプレモウォレット で確認することができます。
4 バリュー残高の有効期限が経過することにより、当該バリュー残高は失効し、本サービスを利用すること(第19条第4項のバリュー残高の払戻しを含む。)が一切できなくなります。	4 バリュー残高の有効期限が経過することにより、当該バリュー残高は失効し、本サービスを利用すること(第19条第2項のバリュー残高の払戻しを含 みます 。)が一切できなくなります。
5 バリュー残高が0円のJCBプレモカードの場合、カードの発行日、最後にバリューを使用した日、またはバリュー残高移行をした日のいずれか遅い日(当日を含む)から起算して5年(1年365日)を経過すると、本サービスを利用することが一切できなくなります。	5 バリュー残高が0円のJCBプレモカードの場合、カードの発行日、最後にバリューを使用した日、またはバリュー残高移行をした日のいずれか遅い日(当日を含 みます 。)から起算して5年(1年365日)を経過すると、本サービスを利用することが一切できなくなります。
第10条(バリュー残高等の確認)	第10条(バリュー残高等の確認)
1 バリュー残高は、マイページ、JCBプレモウォレット、加盟店(店舗)での使用時に交付される売上票もしくは加盟店端末の表示等または加盟店(ウェブサイト)での使用時のウェブサイト画面での表示等で確認することができます。ただし、一部の加盟店では、売上票や加盟店端末またはウェブサイト画面での表示による確認ができないことがあります。	1 バリュー残高は、マイページ、 JCBプレモウォレット 、加盟店(店舗)での使用時に交付される売上票もしくは 決済機器等 の表示等または加盟店(ウェブサイト)での使用時のウェブサイト画面での表示等で確認することができます。ただし、一部の加盟店では、売上票や 決済機器等 またはウェブサイト画面での表示による確認ができないことがあります。
第11条(利用者の遵守事項)	第11条(利用者の遵守事項)
2 利用者は、以下の各号に掲げる行為をしないこととします。 (1) 違法、不正使用または公序良俗に反する目的でバリューを使用すること。 (2) 第三者をして利用者のJCBプレモカードにバリューをチャージさせようとしたまたはこれをさせること(第三者をして当該チャージさせることを目的としてチャージ受付番号を第三者に送付する行為を含む。)、その他本サービスを不正な目的で利用したまたは第三者をして利用させること。 (3) バリューにかかるソフトウェア等のシステム、JCBプレモカード、バリューについて、破壊、解析もしくは偽造等を行うこと、またはこれらの行為に協力すること。	2 利用者は、以下の各号に掲げる行為をしないこととします。 (1) 違法、不正使用または公序良俗に反する目的でバリューを使用すること。 (2) 第三者をして利用者のJCBプレモカードにバリューをチャージさせようとしたまたはこれをさせること(第三者をして当該チャージさせることを目的としてチャージ受付番号を第三者に送付する行為を含 みます 。)、その他本サービスを不正な目的で利用したまたは第三者をして利用させること。 (3) バリューにかかるソフトウェア等のシステム、JCBプレモカード、バリューについて、破壊、解析もしくは偽造等を行うこと、またはこれらの行為に協力すること。
第14条(JCBプレモカードの再発行)	第14条(JCBプレモカードの再発行)
1 JCBプレモカードが破損し、または電磁的影響等により磁気情報の機能を消失したとき、もしくは当社が特に再発行を認めたときであって(これらのカードを「破損カード等」といいます。)、破損カード等	1 JCBプレモカードが破損し、または電磁的影響等により磁気情報の機能を消失したとき、 もしくは当社が特に再発行を認めたときであ って (これらのJCBプレモカードを「破損カード等」といいます。)、破

【新旧対照表】JCBプレモカード利用約款・特約

<p>の磁気情報またはカード裏面に記載されているカード番号等が判読可能で当社が適当と認めた場合に限り、当社所定の方法により、JCBプレモカードを再発行します。この場合、利用者は、事前に破損カード等を、利用者の費用負担で当社に引渡すとともに、当社が公表する手数料(以下、「再発行手数料」という)を支払うものとします。当社は、破損カード等のバリュー残高から再発行手数料を差し引くことにより、利用者から再発行手数料を受領することができます。なお、破損カード等のバリュー残高が再発行手数料に満たない場合、利用者は再発行を受けることができません。</p>	<p>損カード等の磁気情報またはカード裏面に記載されているカード番号等が判読可能で当社が<u>特に再発行</u>を適当と認めた場合に限り、<u>当社は</u>、当社所定の方法により、JCBプレモカードを再発行します。この場合、利用者は、事前に破損カード等を、利用者の費用負担で当社に引渡すとともに、当社が公表する手数料(以下、「再発行手数料」とい<u>います</u>。)を支払うものとします。当社は、破損カード等のバリュー残高から再発行手数料を差し引くことにより、利用者から再発行手数料を受領することができます。なお、破損カード等のバリュー残高が再発行手数料に満たない場合、利用者は再発行を受けることができません。</p>
<p>第16条(利用停止または中止)</p>	<p>第16条(利用停止または中止)</p>
<p>1 当社は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、利用者に通知することなく、本サービスの全部または一部を停止または中止することがあります。この場合、利用者は、本サービスの機能の全部または一部を利用することができません。</p> <p>(1) JCBプレモカード、カード番号等またはバリューが偽造され、違法または不正に入手され、もしくは不正利用されたとき、またはそれらのおそれがあるとき。</p> <p>(2) 天災地変、停電、システム障害、通信の障害、加盟店端末の故障その他やむを得ない事由により本サービスを提供することができない場合。</p> <p>(3) システムの保守・点検等により、本サービスに関するシステムを停止する必要がある場合。</p> <p>(4) 本サービスが犯罪に利用された疑いがある場合。</p> <p>(5) JCB PREMOの全部または一部が停止または中止された場合。</p> <p>(6) その他やむを得ない事由が生じた場合。</p>	<p>1 当社は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、利用者に通知することなく、本サービスの全部または一部を停止または中止することがあります。この場合、利用者は、本サービスの機能の全部または一部を利用することができません。</p> <p>(1) JCBプレモカード、カード番号等またはバリューが偽造され、違法または不正に入手され、もしくは不正利用されたとき、またはそれらのおそれがあるとき。</p> <p>(2) 天災地変、停電、システム障害、通信の障害、<u>決済機器等</u>の故障その他やむを得ない事由により本サービスを提供することができない場合。</p> <p>(3) システムの保守・点検等により、本サービスに関するシステムを停止する必要がある場合。</p> <p>(4) 本サービスが犯罪に利用された疑いがある場合。</p> <p>(5) JCB PREMOの全部または一部が停止または中止された場合。</p> <p>(6) その他やむを得ない事由が生じた場合。</p>
<p>第18条(反社会的勢力の排除)</p>	<p>第18条(反社会的勢力の排除)</p>
<p>1 利用者は、自らが現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者(以下、上記の9者を総称して「暴力団員等」という。)、暴力団員等の共生者、その他これに準ずる者(以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。)のいずれにも該当しないこと、かつ将来に渡っても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損</p>	<p>1 利用者は、自らが現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者(以下、上記の9者を総称して「暴力団員等」とい<u>います</u>。)、暴力団員等の共生者、その他これに準ずる者(以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」とい<u>います</u>。)のいずれにも該当しないこと、かつ将来に渡っても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用</p>

【新旧対照表】JCBプレモカード利用約款・特約

し、または当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為（以下、総称して「不当な要求行為等」という。）を行わないことを確約するものとします。	を毀損し、または当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為（以下、総称して「不当な要求行為等」とい <u>います</u> 。）を行わないことを確約するものとします。
第20条(免責)	第20条(免責)
2 前項にかかわらず、当社は利用者に生じた逸失利益については賠償いたしません。但し、当社に故意または重過失がある場合を除きます。	2 前項にかかわらず、当社は利用者に生じた逸失利益については賠償いたしません。 <u>ただし</u> 、当社に故意または重過失がある場合を除きます。
本約款は、2020年2月13日から適用します。	本約款は、 <u>2024年5月31日</u> から適用します。

JCB プレモデジタル特約

改定前	改定後
第2条 本約款の規定の追加および読み替え	第2条 本約款の規定の追加および読み替え
2. 本約款第3条1項柱書を「利用者は、受贈者が本約款および本特約に従うことを条件として、JCBプレモカードを第三者に贈与することができます。但し、以下のいずれかを行なった場合、利用者は、第三者に贈与することができません。」と読み替え、同項第4号として「(4)JCBプレモデジタルウェブサイトにて本約款および本特約に同意する行為」を追加します。	2. 本約款第3条1項柱書を「利用者は、受贈者が本約款および本特約に従うことを条件として、JCBプレモカードを第三者に贈与することができます。 <u>ただし</u> 、以下のいずれかを行なった場合、利用者は、第三者に贈与することができません。」と読み替え、同項第4号として「(4)JCBプレモデジタルウェブサイトにて本約款および本特約に同意する行為」を追加します。
4. 本約款第4条1項を「利用者は、JCBプレモカード、カード番号等およびJCBプレモデジタルウェブサイトを表示するためのインターネットアドレスを善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければなりません。また、利用者が第三者に前条に基づきJCBプレモカードを贈与する場合を除き、利用者は第三者に対してカード番号等およびJCBプレモデジタルウェブサイトを表示するためのインターネットアドレスを開示してはなりません。」と読み替えます。	4. 本約款第4条1項を「利用者は、JCBプレモカード、カード番号等およびJCBプレモデジタルウェブサイトを表示するためのインターネットアドレスを善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければなりません。また、利用者が第三者に前条に基づきJCBプレモカードを贈与する場合を除き、利用者は第三者に対してカード番号等およびJCBプレモデジタルウェブサイトを表示するためのインターネットアドレスを開示してはなりません。 <u>なお、利用者は、JCBプレモデジタルウェブサイトの閲覧ができない場合等に備え、必ず、自己の責任でカード番号等を控えておくものとします</u> 。」と読み替えます。
5. 本約款第4条2項を「本サービスは、JCBプレモカードを保有する利用者のみ利用することができます。利用者は、本約款および本特約の定めに従って第三者にJCBプレモカードを贈与し、またはJCBプレモカードを紛失し、盗難され、もしくはJCBプレモデジタルのカード番号等が漏洩するなどした場合には、以後、チャージ、バリューの使用、バリュー残高移行、またはバリュー残高・利用履歴の確認を行ってはなりません。」と読み替えます。	5. 本約款第4条2項を「本サービスは、JCBプレモカードを保有する利用者のみ利用することができます。利用者は、本約款および本特約の定めに従って第三者にJCBプレモカードを贈与し、またはJCBプレモカードを紛失し、盗難され、もしくはJCBプレモデジタルのカード番号等 <u>およびJCBプレモデジタルウェブサイトを表示するためのインターネットアドレス</u> が漏洩するなどした場合には、以後、チャージ、バリューの使用、バリュー残高移行、またはバリュー残高・利用履歴の確認を行ってはなりません。」と読み替えます。
6. 本約款第4条4項(1)を「JCBプレモカードを紛失もしくは盗難された場合またはJCBプレモデジタルのカード番号等が漏洩した場	6. 本約款第4条4項(1)を「JCBプレモカードを紛失もしくは盗難された場合またはJCBプレモデジタルのカード番号等 <u>およびJCBプレ</u>

【新旧対照表】JCBプレモカード利用約款・特約

<p>合」と読み替えます。</p>	<p><u>モデジタルウェブサイトを表示するためのインターネットアドレスが漏洩(当社の責に帰すべき事由による漏洩を除きます。)</u>した場合」と読み替えます。</p>
<p>7. 本約款第8条3項を「利用者はJCBプレモカードを破棄もしくは破損した場合またはJCBプレモデジタルのカード番号等が不明となった場合、前項に基づくバリューの使用取消し等を行うことができません。」と読み替えます。</p>	<p>7. 本約款第8条3項を「利用者はJCBプレモカードを破棄もしくは破損した場合またはJCBプレモデジタルのカード番号等<u>およびJCBプレモデジタルウェブサイトを表示するためのインターネットアドレス</u>が不明となった場合、前項に基づくバリューの使用取消し等を行うことができません。」と読み替えます。</p>
<p>8. 本約款第9条3項を「利用者のバリュー残高の有効期限は、マイページ、JCBプレモウォレットまたはJCBプレモデジタルウェブサイトを確認することができます。」と読み替えます。</p>	<p>8. 本約款第9条3項を「利用者のバリュー残高の有効期限は、マイページ、<u>JCBプレモウォレット</u>またはJCBプレモデジタルウェブサイトを確認することができます。」と読み替えます。</p>
	<p><u>9. 本約款第10条1項を「バリュー残高は、マイページ、JCBプレモデジタルウェブサイト、加盟店(店舗)での使用時に交付される売上票もしくは決済機器等の表示等または加盟店(ウェブサイト)での使用時のウェブサイト画面での表示等で確認することができます。ただし、一部の加盟店では、売上票や決済機器等またはウェブサイト画面での表示による確認ができないことがあります。」と読み替えます。</u></p>
	<p><u>10. 本約款第17条1項(1)を「本約款および本特約に違反し、または違反したおそれがある場合。」と読み替えます。</u></p>
<p>9. 本約款第17条1項(2)を「JCBプレモカード、カード番号等、バリューもしくはJCBプレモデジタルウェブサイトを表示するためのインターネットアドレスを違法もしくは不正に入手した場合、または入手するおそれがある場合。」と読み替えます。</p>	<p><u>11. 本約款第17条1項(2)を「JCBプレモカード、カード番号等、バリューもしくはJCBプレモデジタルウェブサイトを表示するためのインターネットアドレスを違法もしくは不正に入手した場合、または入手するおそれがある場合。」と読み替えます。</u></p>
<p>10. 本約款第19条2項を「前項の場合、利用者(なお、JCBプレモカードを現に保有する者に限ります。)は、当社所定の方法により、バリュー残高の払戻しを求められるものとし、当社は、残高を確認したうえで、利用者が保有するJCBプレモカードの引渡しを受けることまたは利用者が保有するJCBプレモデジタルの利用を停止することを条件として、払戻しいたします。」と読み替えます。</p>	<p><u>12. 本約款第19条2項を「前項の場合、利用者(なお、JCBプレモカードを現に保有する者に限ります。)は、当社所定の方法により、バリュー残高の払戻しを求められるものとし、当社は、残高を確認したうえで、利用者が保有するJCBプレモカードの引渡しを受けることまたは利用者が保有するJCBプレモデジタルの利用を停止することを条件として、払戻しいたします。」と読み替えます。</u></p>
	<p><u>13. 本約款第21条を「本約款および本特約を変更する場合、当社は、当社所定のウェブサイトに掲示する等の方法により一定の予告期間をもって変更後の約款を周知することとし、当該予告期間の経過をもって、当該変更後の約款が適用されるものとします。」と読み替えます。</u></p>
	<p><u>14. 本約款第23条を「本約款および本特約に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。」と読み替えます。</u></p>
<p>本特約は、2018年12月25日から適用します。</p>	<p>本特約は、<u>2024年5月31日</u>から適用します。</p>

【新旧対照表】JCBプレモカード利用約款・特約

ギフトプレモ特約

改定前	改定後
第2条 本約款の規定の追加および読み替え	第2条 本約款の規定の追加および読み替え
<p>2. 本約款第3条1項柱書を「利用者は、受贈者が本約款および本特約に従うことを条件として、JCBプレモカードを第三者に贈与することができます。但し、以下のいずれかを行なった場合、利用者は、第三者に贈与することができません。」と読み替え、同項第4号として「(4)ギフトプレモウェブサイトにて本約款および本特約に同意する行為」を追加します。</p>	<p>2. 本約款第3条1項柱書を「利用者は、受贈者が本約款および本特約に従うことを条件として、JCBプレモカードを第三者に贈与することができます。<u>ただし</u>、以下のいずれかを行なった場合、利用者は、第三者に贈与することができません。」と読み替え、同項第4号として「(4)ギフトプレモウェブサイトにて本約款および本特約に同意する行為」を追加します。</p>
<p>5. 本約款第4条2項を「本サービスは、JCBプレモカードを保有する利用者のみ利用することができます。利用者は、本約款および本特約の定めに従って第三者にJCBプレモカードを贈与し、またはJCBプレモカードを紛失し、盗難され、もしくはJCBプレモカードのカード番号等が漏洩するなどした場合には、以後、チャージ、バリューの使用、バリュー残高移行、またはバリュー残高・利用履歴の確認を行ってはなりません。」と読み替えます。</p>	<p>5. 本約款第4条2項を「本サービスは、JCBプレモカードを保有する利用者のみ利用することができます。利用者は、本約款および本特約の定めに従って第三者にJCBプレモカードを贈与し、またはJCBプレモカードを紛失し、盗難され、もしくはJCBプレモカードのカード番号等 <u>およびギフトプレモウェブサイトを表示するためのインターネットアドレス</u>が漏洩するなどした場合には、以後、チャージ、バリューの使用、バリュー残高移行、またはバリュー残高・利用履歴の確認を行ってはなりません。」と読み替えます。</p>
<p>6. 本約款第4条4項(1)を「JCBプレモカードを紛失もしくは盗難された場合またはJCBプレモカードのカード番号等が漏洩(当社の責に帰すべき事由による漏洩を除きます。)した場合」と読み替えます。</p>	<p>6. 本約款第4条4項(1)を「JCBプレモカードを紛失もしくは盗難された場合またはJCBプレモカードのカード番号等 <u>およびギフトプレモウェブサイトを表示するためのインターネットアドレス</u>が漏洩(当社の責に帰すべき事由による漏洩を除きます。)した場合」と読み替えます。</p>
<p>7. 本約款第4条第5項を「カード番号等が加盟店(ウェブサイト)、マイページ、JCBプレモウォレットもしくはギフトプレモウェブサイトにおいて用いられたことにより、チャージ、バリューの使用、バリュー残高移行、またはバリュー残高もしくは利用履歴の確認が行われた場合には、利用者による行為と推定します。」と読み替えます。</p>	<p>7. 本約款第4条第5項を「カード番号等が加盟店(ウェブサイト)、マイページ、JCBプレモウォレットもしくはギフトプレモウェブサイトにおいて用いられたことにより、チャージ、バリューの使用、バリュー残高移行、またはバリュー残高もしくは利用履歴の確認が行われた場合には、利用者による行為と推定します。」と読み替えます。</p>
<p>8. 本約款第4条6項を「利用者は、加盟店(ウェブサイト)でのバリューの使用、マイページにログイン、バリュー残高移行、もしくはJCBプレモウォレットに登録するにあたって、当社所定の上限回数を超えて誤った認証番号を入力した場合、または、第4条第3項に基づく認証番号の変更後にギフトプレモウェブサイトにてギフト社所定の上限回数を超えてバリュー残高の確認を行った場合、以後加盟店(ウェブサイト)でのバリューの使用およびマイページ、JCBプレモウォレット、ギフトプレモウェブサイトの利用ができなくなります。なお、この場合でも、当社またはギフト社所定の方法により、加盟店(ウェブサイト)およびマイページ、JCBプレモウォレット、ギフトプレモウェブサイトの利用を再開することができます。」と読み替えます。</p>	<p>8. 本約款第4条6項を「利用者は、加盟店(ウェブサイト)でのバリューの使用、マイページにログイン、<u>もしくは</u>バリュー残高移行、もしくは JCBプレモウォレットに登録をするにあたって、当社所定の上限回数を超えて誤った認証番号を入力した場合、または、第4条第3項に基づく認証番号の変更後にギフトプレモウェブサイトにてギフト社所定の上限回数を超えてバリュー残高の確認を行った場合、以後加盟店(ウェブサイト)でのバリューの使用およびマイページ、JCBプレモウォレット、ギフトプレモウェブサイトの利用ができなくなります。なお、この場合でも、当社またはギフト社所定の方法により、加盟店(ウェブサイト)およびマイページ、JCBプレモウォレット、ギフトプレモウェブサイトの利用を再開することができます。」と読み替えます。</p>

【新旧対照表】JCBプレモカード利用約款・特約

<p>9. 本約款第8条3項を「利用者はJCBプレモカードを破棄もしくは破損した場合またはJCBプレモカードのカード番号等が不明となりもしくは紛失した場合、前項に基づくバリューの使用取消し等を行うことができません。」と読み替えます。</p>	<p>9. 本約款第8条3項を「利用者はJCBプレモカードを破棄もしくは破損した場合またはJCBプレモカードのカード番号等 <u>およびギフトプレモウェブサイトを表示するためのインターネットアドレス</u>が不明となりもしくは紛失した場合、前項に基づくバリューの使用取消し等を行うことができません。」と読み替えます。</p>
<p>10. 本約款第9条1項を「バリュー残高の有効期限は、ギフトプレモのカード番号の発行日、最後にチャージした日、最後にバリューを使用した日、またはバリュー残高移行をした日のいずれか遅い日(当日を含む)から起算して1年間(1年365日)です。なお、当該有効期限は、利用者が第3条第1項に基づきギフトプレモを第三者に贈与した場合も同様です。」と読み替えます。</p>	<p>10. 本約款第9条1項を「バリュー残高の有効期限は、ギフトプレモのカード番号の発行日、最後にチャージした日、最後にバリューを使用した日、またはバリュー残高移行をした日のいずれか遅い日(当日を <u>含みます。</u>)から起算して1年間(1年365日)です。なお、当該有効期限は、利用者が第3条第1項に基づきギフトプレモを第三者に贈与した場合も同様です。」と読み替えます。</p>
<p>11. 本約款第9条3項を「利用者のバリュー残高の有効期限は、マイページ、JCBプレモウォレットまたはギフトプレモウェブサイトで確認することができます。」と読み替えます。</p>	<p>11. 本約款第9条3項を「利用者のバリュー残高の有効期限は、マイページ、JCBプレモウォレットまたはギフトプレモウェブサイトで確認することができます。」と読み替えます。</p>
<p>12. 本約款第9条第5項を、「バリュー残高が0円のギフトプレモの場合、カード番号の発行日、最後にバリューを使用した日、またはバリュー残高移行をした日のいずれか遅い日(当日を含む)から起算して1年(1年365日)を経過すると、本サービスを利用することが一切できなくなります。」と読み替えます。</p>	<p>12. 本約款第9条第5項を、「バリュー残高が0円のギフトプレモの場合、カード番号の発行日、最後にバリューを使用した日、またはバリュー残高移行をした日のいずれか遅い日(当日を <u>含みます。</u>)から起算して1年(1年365日)を経過すると、本サービスを利用することが一切できなくなります。」と読み替えます。</p>
<p>13. 本約款第10条第1項を「バリュー残高は、マイページ、JCBプレモウォレット、ギフトプレモウェブサイト、加盟店(店舗)での使用時に交付される売上票もしくは加盟店端末の表示等または加盟店(ウェブサイト)での使用時のウェブサイト画面での表示等で確認することができます。ただし、一部の加盟店では、売上票や加盟店端末またはウェブサイト画面での表示による確認ができないことがあります。」と読み替えます。</p>	<p>13. 本約款第10条第1項を「バリュー残高は、マイページ、JCBプレモウォレット、ギフトプレモウェブサイト、加盟店(店舗)での使用時に交付される売上票もしくは <u>決済機器等</u>の表示等または加盟店(ウェブサイト)での使用時のウェブサイト画面での表示等で確認することができます。ただし、一部の加盟店では、売上票や <u>決済機器等</u> またはウェブサイト画面での表示による確認ができないことがあります。」と読み替えます。</p>
<p>14. 本約款第10条第4項として、「ギフトプレモウェブサイトでは、ギフトプレモウェブサイトの表示期限(ギフトプレモウェブサイトを表示するためのインターネットアドレスが作成された日(当日を含む)から3年6ヶ月後の日となります。具体的な表示期限は、ギフトプレモウェブサイトの下部に表示されます。)を経過すると、第9条3項、第10条1項その他の機能をご利用いただけなくなります。ギフトプレモを継続的に利用される予定のある方は、マイページまたはJCBプレモウォレットを利用されることをお勧めいたします。」を追加いたします。</p>	<p>14. 本約款第10条第4項として、「ギフトプレモウェブサイトでは、ギフトプレモウェブサイトの表示期限(ギフトプレモウェブサイトを表示するためのインターネットアドレスが作成された日(当日を <u>含みます。</u>)から3年6ヶ月後の日となります。具体的な表示期限は、ギフトプレモウェブサイトの下部に表示されます。)を経過すると、第9条3項、第10条1項その他の機能をご利用いただけなくなります。ギフトプレモを継続的に利用される予定のある方は、マイページ <u>またはJCBプレモウォレット</u>を利用されることをお勧めいたします。」を追加いたします。</p>
<p>本特約は、2018年12月25日から適用します。</p>	<p>本特約は、<u>2024年5月31日</u>から適用します。</p>

以上